

重要事項説明書

記入年月日	令和 年 月 日
記入者名	山本 美紀江
所属・職名	住宅管理者

別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしゃりんくらいん 株式会社LINKLINE		
法人番号	2120103002235		
主たる事務所の所在地	〒 581-0816 大阪府八尾市佐堂町2-2-19		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-973-6720 / 072-973-6721	
	メールアドレス		
	ホームページアドレス	https://linkline-osaka.com/	
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 大田 修平		
設立年月日	平成 27年 6月 26日		
主な実施事業	※別添1（別々に実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむびるどらいふまつばら 住宅型有料老人ホームビルドライフ松原		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	住宅型		
所在地	〒 580-0043 大阪府松原市阿保2丁目88-1		
主な利用交通手段			
連絡先	電話番号	072-349-3970	
	FAX番号	072-349-3971	
	メールアドレス	buildlife_matsubara@link-line.co.jp	
	ホームページアドレス	http://	
管理者（職名／氏名）	住宅管理者 / 山本 美紀江		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	令和 6年 8月 1日	/	令和 6年6月 4日 (松福指第1065号)

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	令和	6年 7月 1日			～	令和	36年 6月30日			
	面積	714.0 m ²									
建物	権利形態	賃借権	抵当権		契約の自動更新						
	賃貸借契約の期間	令和	6年 7月 1日			～	令和	36年 6月30日			
	延床面積	1,335.8 m ² (うち有料老人ホーム部分 m ²)									
	竣工日	令和	6年 5月21日			用途区分					
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：							
	構造	鉄骨造		その他の場合：							
	階数	3		(地上 3階、地階 階)							
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性										
居室の状況	総戸数	55 戸			届出又は登録をした室数			55 室			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考 (部屋タイプ、相部屋の定員数等)		
	一般居室個室	○	○	×	×	○	13.06m ²	34	個室 (1人)		
	一般居室個室	○	○	×	×	○	13.12m ²	13			
	一般居室個室	○	○	×	×	○	13.25m ²	2			
	一般居室個室	○	○	×	×	○	14.46m ²	2			
	一般居室個室	○	○	×	×	○	14.73m ²	4			
共用施設	共用トイレ	2ヶ所			うち男女別の対応が可能なトイレ			ヶ所			
					うち車椅子等の対応が可能なトイレ			1ヶ所			
	共用浴室	個室	4ヶ所			ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所			ヶ所			その他：		
	食堂	1ヶ所			面積	84.7 m ²					
	入居者や家族が利用できる調理設備	なし									
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応)						1ヶ所			
	廊下	中廊下	1.8 m		片廊下						
	汚物処理室	3ヶ所									
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり		
	通報先	事務所			通報先から居室までの到着予定時間			1分から3分			
その他											
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり					
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)								
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回					

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		地域における高齢者向けの住まいとしての役割を果たしていく。
サービスの提供内容に関する特色		医療機関との連携により、機能訓練設備を用いて専門職による自立支援のサポートを行う。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	なし	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	なし	
健康管理の支援（供与）		
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握サービスの内容：毎日1回以上、食事提供時又は居宅訪問などによる安否確認・状況把握（声掛け）を行う。 ・生活相談サービスの内容：日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	
	提供方法	年1回の機会を設ける
利用者の個別的な選択によるサービス		松原市福祉部高齢介護課
虐待防止		<ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止に関する責任者は、管理者です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		<ul style="list-style-type: none"> ①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1カ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④1カ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	1	
協力医療機関	名称	かもめクリニック
	住所	大阪市港区夕風2丁目16-9 ABMポートビル4F-B
	診療科目	内科・精神科
	協力科目	
	協力内容	急変時の対応
		その他の場合
	名称	ふくろうクリニック
	住所	堺市堺区向陵西町4丁12-21
	診療科目	内科・精神科・泌尿器科
	協力科目	
協力内容		
	その他の場合	
協力歯科医療機関	名称	ほざわ歯科
	住所	大阪市平野区背戸口2-6-30
	協力内容	訪問診療
		その他の場合

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他		
	その他の場合	一般居室	
判断基準の内容	入居者の心身状況の変化		
手続の内容	入居者等に文書をもって説明と入居契約書の変更		
追加的費用の有無	あり	追加費用	家賃差額及び原状回復費
居室利用権の取扱い	変わらず。		
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	<p>入居者の資格は次の①または②に該当する者である。</p> <p>①単身高齢者世帯</p> <p>②高齢者+同居者（配偶者／60歳以上の親族／要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族／特別な理由により同居させる必要があると知事が認めるもの）</p> <p>（「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）</p>		
契約の解除の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料等の支払義務違反 ・使用目的遵守義務違反 ・禁止、制限行為義務違反ほか 		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	第29条二項	
	解約予告期間	30日間	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	なし	内容	
入居定員	55人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		生活相談員と兼務
生活相談員	1	1		管理者と兼務
直接処遇職員				
介護職員				
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員	1		1	
その他職員	2			

松原市福祉部高齢介護課

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	9			
介護福祉士実務者研修修了者	1			
介護職員初任者研修修了者		2		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師	2	1
理学療法士		1
作業療法士		
言語聴覚士		
柔道整復師		
あん摩マッサージ指圧師		
はり師		
きゅう師		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	1 人	1 人
生活相談員	1 人	人
	人	人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		なし							
	業務に係る資格等	なし	資格等の名称							
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2	1	14	5	1			1		
前年度1年間の退職者数				3						
業務に従事した経験年数に応じた人数	1年未満				1					
	1年以上3年未満									
	3年以上5年未満									
	5年以上10年未満		1	14	2					
	10年以上	2						1		
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	なし	
	内容：	
利用料金の改定	条件	物価変動、人件費上昇により、2年に1回改訂する場合がある。
	手続き	運営懇談会の意見を聴く。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	プラン3
入居者の状況	要介護度	要支援1.2 要介護1~5	要支援1.2 要介護1~5	要支援1.2 要介護1~5
	松原市福祉部高齢介護課	65歳以上	65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室	一般居室個室
	床面積	13.06㎡	13.06㎡	13.06㎡
	トイレ	あり	あり	あり
	洗面	あり	あり	あり
	浴室	なし	なし	なし
	台所	なし	なし	なし
	収納	あり	あり	あり
入居時点で必要な費用	敷金	200,000円	200,000円	
	火災保険料	実費負担	実費負担	
月額費用の合計		111,000円	117,000円	
家賃 （※サービス外費用） （介護）	食費	45,000円	45,000円	
	共益費	10,000円	10,000円	
	管理費	10,000円	10,000円	
	リネン	7,000円	7,000円	
	おむつ		6,000円	
				38,000円
備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）				

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃貸料、設備備品費、借入利息等を基礎として1室あたりの家賃を算出	
敷金	家賃の	5ヶ月分
	解約時の対応	居室現状回復費及び利用料未払金を差し引き。残金有りの場合返還/不足の場合差額請求
前払金	無	
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用	
共益費	共用部光熱水費・清掃	
状況把握及び生活相談サービス費		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間 (償却年月数)		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	6人
	75歳以上85歳未満	23人
	85歳以上	18人
要介護度別	自立	人
	要支援1	人
	要支援2	人
	要介護1	11人
	要介護2	14人
	要介護3	13人
	要介護4	4人
	要介護5	5人
入居期間別	6か月未満	20人
	6か月以上1年未満	28人
	1年以上5年未満	人
	5年以上10年未満	人
	10年以上15年未満	人
	15年以上	人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		48人

(入居者の属性)

性別	男性	20人	女性	28人	
男女比率	男性	%	女性	%	
入居率	%	平均年齢	歳	平均介護度	2.78

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	2人
	社会福祉施設	人
	医療機関	人
	死亡者	7人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		住宅型有料老人ホームビルドライフ松原
電話番号 / F A X		072-349-3970 / 072-349-3971
対応している時間	平日	9:00~18:00
	土曜	—
	日曜・祝日	—
定休日		土日祝日
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		松原市福祉指導課
電話番号 / F A X		072-334-1550 /
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝日
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (虐待の場合)		松原市健康部高齢介護課
電話番号 / F A X		072-337-3113 /
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損保ジャパン
	加入内容	ウォームハート
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。
事故対応及びその予防のための指針		あり

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱の設置		
		実施日			
		結果の開示	あり	開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合			
		実施日			
		評価機関名称			
		結果の開示		開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者、家族、施設長（管理者）
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「個人情報の保護委に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 例） ・病気、発熱（38度以上）、事故（骨折・裂傷等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性		不適合の場合の内容	
大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容	居室、食堂の運営指針にみたしてない。 ・居室面積13㎡未満 ・食堂110㎡に対して84㎡である。		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	該当しない		
	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス等及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住所

氏名

様

（入居者代理人）

住所

氏名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	訪問介護サービスりんく石切	東大阪市東石切町3-12-8 1F号室
訪問入浴介護			
訪問看護	あり	ビルド訪問看護ステーション東大阪	東大阪市東石切町3-12-8 1F号室
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与	あり	りんくの福祉用具相談	堺市堺区香ヶ丘町1-14-16但馬ビル
特定福祉用具販売	あり	りんくの福祉用具相談	堺市堺区香ヶ丘町1-14-16但馬ビル
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援	あり	ビルドケア堺	堺市堺区香ヶ丘町1-14-16但馬ビル
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護	あり	ビルド訪問看護ステーション東大阪	東大阪市東石切町3-12-8 1F号室
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与	あり	りんくの福祉用具相談	堺市堺区香ヶ丘町1-14-16但馬ビル
特定介護予防福祉用具販売	あり	りんくの福祉用具相談	堺市堺区香ヶ丘町1-14-16但馬ビル
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
介護医療院			

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助			
	排せつ介助・おむつ交換			
	おむつ代	あり	実費	
	入浴(一般浴)介助・清拭			
	特浴介助			
	身辺介助(移動・着替え等)			
	機能訓練			
	通院介助			
生活サービス	居室清掃			
	リネン交換			
	日常の洗濯			
	居室配膳・下膳			
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			
	おやつ			
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	
	買い物代行			
	役所手続代行			
	金銭・貯金管理			
健康管理サービス	定期健康診断			
	健康相談			
	生活指導・栄養指導			
	服薬支援			
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)			
入退院のサービス	移送サービス			
	入退院時の同行			
	入院中の洗濯物交換・買い物			
	入院中の見舞い訪問			

※「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。